



第十一条	この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。
二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）	一 行政機関
三 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第一百九条第五項から第七項まで並びに第一百二十五条第二項において同じ。）	二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）
四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チニ係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第一百九条第八項から第十項まで並びに第一百二十条第二項において同じ。）	四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チニ係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第一百九条第八項から第十項まで並びに第一百二十条第二項において同じ。）

第五章	特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
第六章	（地方公共団体等への支援）
第七章	第三章 個人情報の保護に関する施策等
第一节 個人情報の保護に関する基本方針	第一節 個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一體的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
第二节 個人情報の保護に関する基本的な事項	二 國が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
第三节 個人情報の保護に関する基本的な事項	三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
第四节 個人情報の保護に関する基本的な事項	四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
第五节 個人情報の保護に関する基本的な事項	五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
第六节 個人情報の保護に関する基本的な事項	六 第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第六項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第五十一条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
第七节 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項	七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
第八节 その他の個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項	八 その他の個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項
第九节 地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護	九 地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護
第十节 地方公共団体の施策	十 地方公共団体の施策
第十一节 地方独立行政法人	十一 地方独立行政法人
第十二节 地方公共団体	十二 地方公共団体
第十三节 地方公共団体	十三 地方公共団体
第十四节 地方公共団体	十四 地方公共団体
第十五节 国及び地方公共団体の協力	十五 国及び地方公共団体の協力

第一条	2 国は、独立行政法人等について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。
第二条	（定義）
第三条	（データベース等）この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。
第四条	（地方公共団体等への支援）
第五条	（区域外の事業者等への支援）
第六条	（法規上の措置等）
第七条	（法規上の措置等）
第八条	（法規上の措置等）
第九条	（法規上の措置等）
第十条	（法規上の措置等）
第十一条	（法規上の措置等）
十二条	（法規上の措置等）
十三条	（法規上の措置等）
十四条	（法規上の措置等）
十五条	（法規上の措置等）

第一条	2 国は、独立行政法人等について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。
第二条	（定義）
第三条	（データベース等）この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。
第四条	（地方公共団体等への支援）
第五条	（区域外の事業者等への支援）
第六条	（法規上の措置等）
第七条	（法規上の措置等）
第八条	（法規上の措置等）
第九条	（法規上の措置等）
第十条	（法規上の措置等）
十二条	（法規上の措置等）
十三条	（法規上の措置等）
十四条	（法規上の措置等）
十五条	（法規上の措置等）







人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

個人情報取扱事業者は、第一項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全

部若しくは一部について利用停止等を行つたとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をし

たとき、又は第三項若しくは第五項の規定によ

る請求に係る保有個人データの全部若しくは一

部について第三者への提供を停止したとき若し

くは第三者への提供を停止しない旨の決定をし

たときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通

知しなければならない。

(理由の説明)

第三十六条

個人情報取扱事業者は、第三十二条

第三項、第三十三条第三項（同条第五項にお

いて準用する場合を含む。）、第三十四条第三項又

は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部につい

て、その措置をとらない旨を通知する場合又は

その措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（開示等の請求等に応じる手続）

個人情報取扱事業者は、第三十二条

第二項の規定による求め又は第三十三条第一項、第三

（同条第五項において準用する場合を含む。次

条第一項及び第三十九条において同じ。）、第三

十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三

項若しくは第五項の規定による請求（以下この

条及び第五十四条第一項において「開示等の請

求等」という。）に関し、政令で定めるところ

により、その求め又は請求を受け付ける方法を

定めることができる。この場合において、本人

は、当該方法に従つて、開示等の請求等を行わなければならぬ。

（手数料）

第三十七条

個人情報取扱事業者は、第三十二条

第三項、第三十三条第三項（同条第五項にお

いて準用する場合を含む。）、第三十四条第三項又

は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部につい

て、その措置をとらない旨を通知する場合又は

その措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（手数料）

第三十八条

個人情報取扱事業者は、第三十二条

第三項、第三十三条第三項（同条第五項にお

いて準用する場合を含む。）、第三十四条第三項又

は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部につい

て、その措置をとらない旨を通知する場合又は

その措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（手数料）

第三十九条

本人は、第三十三条第一項、第三十

四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若し

くは第五項の規定による請求に係る訴えを提起

しようとするときは、その訴えの被告となる被

き者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、か

つ、その到達した日から二週間を経過した後で

なければ、その訴えを提起することができな

い。ただし、当該訴えの被告となるべき者がそ

の請求を拒んだときは、この限りでない。

（手数料）

第四十条

個人情報取扱事業者は、個人情報の取

扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努め

なければならない。

（個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成す

るために必要な体制の整備に努めなければなら

ない。

（個人情報取扱事業者による苦情の処理）

個人情報取扱事業者は、個人情報の取

扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努め

なければならない。

3 第二十三条から第二十五条まで、第四十条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十三条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

**第四十三条** 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名が個人情報の代用等）を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行つた加工の方法に関する情報の漏えいを防止するため必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報を作成する。

## 第五節 民間団体による個人情報の保護の推進（認定）

**第四十六条** 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するためには必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならぬ。

**第四十五条** 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報を係る本人を識別するために、当該個人情報を削除され記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項若しくは第六十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方針に関する情報を取得し又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

**第四十四条** 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したもの）を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。（匿名加工情報の提供）

工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対する旨を明示しなければならない。加工情報に対する旨を明示しなければならない。

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するためには必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいづれかに該当する者があるもの

**第四十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過し

4 個人情報保護委員会は、第一項の認定をしたときは、その旨（第二項の規定により業務の範囲を限定する認定にあつては、その認定に係る業務の範囲を含む。）を公示しなければならぬ。

な業務  
前項の認定は、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができる。  
第一項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。

一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下この節において「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第五十三条の規定による苦情の処理

二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な措置

この章において「個人情報取扱事業者等」といふ。の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下この章において「個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

口 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者

(対象事業者)  
**第五十二条** 認定個人情報保護団体は、認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。この場合において、第五十四条第四項の規

定による措置をとつたにもかかわらず、対象事業者が同条第一項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。

2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。  
(苦情の処理)

第五十三条 認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査することとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭にて、該対象事業者に求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。  
(個人情報保護指針)

第五十四条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は仮名加工情報若しくは匿名加工情報に係る作成の方針、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿つた指針(以下この節及び第六章において「個人情報保護指針」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があつたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。

4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させ

るため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならぬ。

(チに係る部分に限る。) に掲げる業務を目的とするもの

人の職員が職務上作成し、又は取得した文書  
図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共團

2 定による措置をとったにもかかわらず、対象事業者が同条第一項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。  
認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名

(目的外利用の禁止)  
**第五十五条** 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。  
**第五十六条** 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。  
**第六節 雜則**  
(適用除外)  
**第五十七条** 個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部が、それぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。  
一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）報道の用に供する目的  
二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的  
三 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的  
四 政治団体 政治活動（これに付隨する活動を含む。）の用に供する目的  
2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。  
3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ、仮名加工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。  
(適用の特例)  
**第五十八条** 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者についてては、法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号規定は、適用しない。  
一 別表第二に掲げる法人  
二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号

(チに係る部分に限る。) に掲げる業務を目的とするもの

人の職員が職務上作成し、又は取得した文書  
図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共團

(子に係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするもの

2 次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章(第三十二条から第三十九条まで及び第四節を除く。)及び第六章から第八章までの規定を適用する。

一 地方公共団体の機関 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院(次号において「病院」という。)及び同条第二項に規定する診療所並びに学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)第一条に規定する大学の運営

二 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営

第五章 行政機関等の義務等

(定義)

**第六十条** この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員(独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもののをいう。ただし、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)。以下この章において「行政機関情報公開法」という。)第二条第二項に規定する行政文書をいう。)、法人文書(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四百四十号)。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。)第二条第二項に規定する法人文書(同項第四号に掲げるもののを含む。)をいう。)又は地方公共団体等行政文書(地方公共団体の機関又は地方独立行政法

人の職員が職務上作成し、又は取得した文書  
図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共團

人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政文書等）といふ。」に記録されているものに限る。

二 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの

三 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報）を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当







関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（二）あるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされて開示しないこととするもののうち当該情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するためには不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（二）とする。

（部分開示）

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合

において、不開示情報に該当する部分を容易に区別して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前項第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができます。

（保有個人情報の存否に関する情報）  
第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができます。（開示請求に対する措置）

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するとき

は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に關し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に對し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第八十三条 開示決定等は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかるらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。（開示決定等の期限の特例）

第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にその全てについて開示決定等をすることがにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかるらず、行政機関の長等は、開示請求があつた日から六日以内にその全てについて開示決定等をする。

この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に開示決定等をすれば足りる。次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（事案の移送）  
第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたもの

であるとき、その他の行政機関の長等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に對し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に對し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならぬ。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

（開示の実施）

第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを用うことができる。

2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けれる者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に對し、その求めれる開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことに正當な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）  
第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかるらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該

3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者者が当該第三者に關する情報の開示に反対の意思を表示した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日の間に少なくとも二週間を置かなければならぬ。この場合において、行政機関の長等は、意見書を提出した場合において、開示決定をす

るときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならぬ。この場合において、行政機関の長等は、開示を実施する日を書面により通知しなければならない。



であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

行政機關の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に對し、相當の期間を定めて、

**第一百条** 行政機関の長等は、利用停止請求があつ

た場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止することにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

**(利用停止請求に対する措置)**  
**第一百一十条** 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。  
行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。  
**(利用停止決定の期限)**

**第二百二十二条** 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から三十日以内にしなければならぬ。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

**第一百三条** 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等の期限の特例

等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、

会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。  
一 この条の規定を適用する旨及びその理由  
二 利用停止決定等をする期限

卷之三

審理員による審理三種に関する規定の適用順

**第四百四条** 行政機関の長等（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。）に対する開示決定等訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若外等)

しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年

法律第六十八号)第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十五条第一条の規定は、適用しない。

行政機関の長等に対する開示決定等 訂正決  
定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求  
若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査

請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九

条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）とあるのは、「第四条（個人情報の保護に関する法律）（平成十五年法律第五十

七号) 第百七条第二項の規定に基づく政令を含む。) の規定により審査請求がされた行政庁

(第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるの

は「審査庁」と同法第二十五条第七項中「あつたとき、又は審理員から第四十条に規定する

執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「青銀

公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める

審査会。第五十条第一項第四号において同じ。)」と、「受けたとき(前条第一項の規定による諮詢を要しない場合(同項第二号又は第三号こ

該当する場合を除く。) にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第一号又は第三号に

該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審査会

(地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

**第一百六条** 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について

は行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない

にあつては、条例)で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

第五款  
条

**第八百八条** この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

## 第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等

い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができ  
る。

当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を見提供してはならない。

二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名又は pseudonym で名前等を記載しないこと。

名加工情報を当該第三者に提供するとき  
第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の  
長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以  
外の目的のために削除情報（保有個人情報に該

当するものに限る。) を自ら利用し、又は提供してはならない。

工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

**第一百十一条** 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにても該当するに認ることを、当該個人情報ファイル

当する」と読めるときは、当該個人情報を個人情報法上では個人情報と見做される。個人情報法上では個人情報を「個人情報」として扱う。

事項を記載しなければならない。この場合には、おける当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第百十条各号」とする。

一 第百十二条第一項の提案の募集をする個人

情報ファイルである旨

二 第百十二条第一項の提案を受ける組織の名稱及び所在地

(提案の募集)

行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿)に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。(以下この節において同じ。)について、次条第一項の提案を募集するものとする。

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

2 第百十二条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができない。

3 第百十二条 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。

4 提案をする者の氏名又は名称及び住所又はその代表者の氏名

三 提案に係る個人情報ファイルの名称

四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容

六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書類その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

3 第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。

一 未成年者

二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を行なうことができる者として

三 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に定めるもの

四 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

五 第百二十条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その後の解約日から起算して二年を経過しない者

六 法人その他の団体であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者がある

(提案の審査等)

五 第百十二条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみ等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみ個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。

六 第百十二条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第百十条の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定については、同項中「並びに第百十条各号」とあるのは、「第百十条各号並びに第百十七条各号」とする。

八 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるとき、個人情報保護委員会規則で定めるところに拘束することができる旨を通知するものとする。

九 一次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨を通知するものとする。

十 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

十一 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項

十二 次条第一項の提案を受けた組織の名称及び所在地

十三 次条第一項の提案をすることができる期間(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

十四 情報保護委員会規則で定める事項

十五 第百十八条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業の結果、第百十二条第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるとときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

十六 第百十五条 前条第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

十七 第百十六条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる

保有個人情報を復元することができないよう

するためるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を作成しなければならない。

十八 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について適用する。

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

一 行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみ個人情報保護委員会規則で定める事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第百十条の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定については、同項中「並びに第百十条各号」とあるのは、「第百十条各号並びに第百十七条各号」とする。

二 第百十二条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみ個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。

三 第百十二条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するためには、同項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは、「前各号」とあるのは、「第一号及び第三号」と、同条第二項中「前各号」とあるのは、「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一号及び第四号から第七号まで」とある。

「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)

**第一百一十九条** 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

3 定めるところにより、前項の政令で定める額を参照して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定めるところにより、前項の政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 第百十五条の規定(前条第二項において準用する場合を含む。第八項及び次条において同じ。)により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、条例で定めるところにより、利用料を納めなければならない。

6 前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。

7 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般的な閲覧に供しなければならない。

8 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項の条例で定める手数料の額を参照して、地方独立行政法人が定める。

10 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般的な閲覧に供しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

**第一百二十条** 行政機関の長等は、第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

1 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

2 第百十三条各号(第百十八条第二項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなつたとき。

3 当該契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。

(識別行為の禁止等)

**第一百二十二条** 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たつては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報を係る本人を識別するため、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たつては、法令により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たつては、法令により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報の漏えいを防止するため、当該個人情報を他の情報と照合してはならない。

3 行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たつては、法令により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報の漏えいを防止するため、当該個人情報を他の情報と照合してはならない。

4 行政機関等から匿名加工情報の取扱いに係る委託を受けた者(以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報を保護委員会規則で定めた基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

5 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いに係る委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

6 第百二十二条(従事者の義務)

行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であつた者、前条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不正当な目的に利用してはならない。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

**第一百二十三条** 行政機関等は、匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条における政機関等匿名加工情報を指す。)を(適用の特例)

いて同じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するとともに、当該第三者に対して、当該提供する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対する権限及びその提供の方法について公表する権限(同項第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第二百二十七条を除く。)において準用する。

2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たつては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報を係る本人を識別するため、当該個人情報をから削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するため必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いに係る委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

5 第五百八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それらのみにして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで(第二百七十六条、第二百八十条及び第二百八十二条を除く。)の規定を適用する。

6 第五百八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者(同項各号に定める業務を行う場合に限り、第二百二十七条を除く。)並びに第二百八十二条に掲げる者を地方独立行政法人と、それらのみにして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで(第二百七十六条、第二百八十条及び第二百八十二条を除く。)の規定を適用する。

7 第五百八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者(同項各号に定める業務を行う場合に限り、第二百二十七条を除く。)並びに第二百八十二条に掲げる者を地方独立行政法人と、それらのみにして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで(第二百七十六条、第二百八十条及び第二百八十二条を除く。)の規定を適用する。

8 第五百八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者(同項各号に定める業務を行う場合に限り、第二百二十七条を除く。)並びに第二百八十二条に掲げる者を地方独立行政法人と、それらのみにして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで(第二百七十六条、第二百八十条及び第二百八十二条を除く。)の規定を適用する。

9 第五百八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者(同項各号に定める業務を行う場合に限り、第二百二十七条を除く。)並びに第二百八十二条に掲げる者を地方独立行政法人と、それらのみにして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで(第二百七十六条、第二百八十条及び第二百八十二条を除く。)の規定を適用する。

10 第五百八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者(同項各号に定める業務を行う場合に限り、第二百二十七条を除く。)並びに第二百八十二条に掲げる者を地方独立行政法人と、それらのみにして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで(第二百七十六条、第二百八十条及び第二百八十二条を除く。)の規定を適用する。

11 第五百八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者(同項各号に定める業務を行う場合に限り、第二百二十七条を除く。)並びに第二百八十二条に掲げる者を地方独立行政法人と、それらのみにして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで(第二百七十六条、第二百八十条及び第二百八十二条を除く。)の規定を適用する。

12 第五百八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者(同項各号に定める業務を行う場合に限り、第二百二十七条を除く。)並びに第二百八十二条に掲げる者を地方独立行政法人と、それらのみにして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで(第二百七十六条、第二百八十条及び第二百八十二条を除く。)の規定を適用する。

13 第五百八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者(同項各号に定める業務を行う場合に限り、第二百二十七条を除く。)並びに第二百八十二条に掲げる者を地方独立行政法人と、それらのみにして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで(第二百七十六条、第二百八十条及び第二百八十二条を除く。)の規定を適用する。

14 第五百八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者(同項各号に定める業務を行う場合に限り、第二百二十七条を除く。)並びに第二百八十二条に掲げる者を地方独立行政法人と、それらのみにして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで(第二百七十六条、第二百八十条及び第二百八十二条を除く。)の規定を適用する。

報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章(第一節、第六十六条第二項(第四号及び第五号(同項第四号に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)において準用する)

(第四号及び第五号(同項第四号に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)において準用する

契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができ

る。

1 偽りその他不正の手段により当該契約を締

結したとき。

2 第百三十三条各号(第百十八条第二項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなつたとき。

3 当該契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。

(識別行為の禁止等)

**第一百二十三条** 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たつては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報を係る本人を識別するため、当該個人情報をから削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四

十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たつては、法令により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報の漏えいを防止するため必要なものとして個人情報保護委員会規則で定めた基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 行政機関等から匿名加工情報の取扱いに係る委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

5 第百二十三条(従事者の義務)

うとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

**（行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理）**

行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（地方公共団体に置く審議会等への諮問）

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

**第六章 個人情報保護委員会**

## 第一節 設置等

**（設置）**

**第一百二十九条** 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。（任務）

**第一百三十一条** 委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。

**（所掌事務）**

**第一百三十二条** 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の策定及び推進に関すること。

二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報

取扱事業者における仮名加工情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱い並びに個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱いに関する監督、行政機関等における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱いに関する監視並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に關すること（第四号に掲げるものを除く。）、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

**（設置）**

**第一百三十三条** 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。（任務）

**第一百三十四条** 委員会は、委員長及び委員八人をもつて組織する。

3 2 委員のうち四人は、非常勤とする。

**（職權行使の独立性）**

**第一百三十五条** 委員会の委員長及び委員は、独立してその職權を行う。

九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

七 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に關すること。

八 所掌事務に係る国際協力に關すること。

九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

**（身分保障）**

**第一百三十六条** 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、在任中、その意に反して罷免されることがない。

3 2 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者（組織等）

三 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。

（専門委員）

**第一百三十七条** 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。（委員長）

**（罷免）**

**第一百三十八条** 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。（会議）

**（政治運動等の禁止）**

**第一百三十九条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

**（委員会の運営）**

**第一百四十一条** 委員会は、委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。（規則の制定）

**第一百四十二条** 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。（秘密保持義務）

**第一百四十三条** 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。（給与）

**（規則の制定）**

**第一百四十四条** 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

**（規則の制定）**

**第一百四十五条** 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法

**（任期等）**

**第一百三十五条** 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

**（任期等）**

**第一百三十六条** 第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかるかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

4 第百三十六条第四号の規定による認定をするため、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が用については、前項第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

**（専門委員）**

**第一百四十一条** 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

**（事務局）**

**第一百四十二条** 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。（秘密保持義務）

**第一百四十三条** 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。（給与）

**（規則の制定）**

**第一百四十四条** 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

**（規則の制定）**

**第一百四十五条** 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法

律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定することができる。

## 第二節 監督及び監視

### 第一款 個人情報取扱事業者等の監督

#### (報告及び立入検査)

**第一百四十六条** 委員会は、第四章（第五節を除く。）次条及び第一百五十二条において同じ。の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者（以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。）その他の関係者に対する報告、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報（以下この款及び第三款において「個人情報等」という。）の取扱いに関する必要な報告、個人情報取扱事業者等の他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

**第二款 個人情報取扱事業者等の監督** 前項若しくは第三十一条第三項において読み替えて準用する第三十条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、個人情報取扱事業者が第四十二条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項若しくは第三十二条第三項若しくは第四十二条第五項若しくは第六項若しくは第四十二条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十五条の規定に違反した場合、個人情報取扱事業者が第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとするべき旨を勧告することができる。

**第三款 委員会による監視** 委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるとときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

**第四款 委員会による監視** 委員会は、前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**第五款 指導及び助言** 委員会は、第四章の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに關し必要な指導及び助言をすることができる。

**第六款 委員会による監視** 委員会は、個人情報取扱事業者等が第二十一条（第一項、第三項及び第四項の規定を第四十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十二条、第二十九条（第一項、第三項及び第四項の規定を第四十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十三条から第二十九条まで、第二十七条（第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十八条、第二十九条（第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条（第二項を除き、第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条（第一項（第五項において準用する場合を含む）。

む。）を除く。）、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条（第一項、第三項及び第五項を除く。）、第三十八条第二項、第四十一条（第四項及び第五項を除く。）若しくは第四十三条（第六項を除く。）の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十二条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十八条（第二項において読み替えて準用する第三十条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、個人情報取扱事業者が第四十二条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項若しくは第三十二条第三項若しくは第四十二条第五項若しくは第六項若しくは第四十二条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十五条の規定に違反した場合、個人情報取扱事業者が第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

**第七款 委員会の権限の行使の制限** 委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

**第八款 委員会による監視** 委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

**第九款 委員会による監視** 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、百四十八条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第二十六条第一項、第一百四十六条第一項、第一百六十一条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九条、第一百一条、第二百三十三条、第二百五十五条、第二百六十六条、第二百八十二条及び第二百九十二条並びに第二百六十四条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

**第十款 委員会による監視** 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に第四章の規定に違反する行為があると認めるとときは、政令で定めたところにより、前項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を除く。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第十一款 委員会による監視** 委員会が行う報告又は資料の提出の要求（第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を除く。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対するのみ行うことができる。

**第十二款 委員会による監視** 委員会が行う報告又は資料の提出の要求（第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を除く。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対するのみ行うことができる。

**第十三款 委員会による監視** 委員会が行う報告又は資料の提出の要求（第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を除く。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対するのみ行うことができる。

**第十四款 委員会による監視** 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に第四章の規定に従い適當な措置をとるべきことを求めることができる。

**第十五款 委員会による監視** 事業所管大臣は、次のとおりとする。

**第一項** 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについての結果について委員会に報告するものとする。

**第二項** 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前述の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。

**第三項** 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについて、当該個人情報取扱事業者等が行う個人情報を所管する大臣等

の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

**第四款 委員会による監視** 委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

**第五款 委員会による監視** 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。

**第六款 委員会による監視** 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限（前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

**第七款 委員会による監視** 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

**第八款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第九款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第十款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第十一款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第十二款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第十三款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第十四款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第十五款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第十六款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第十七款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第十八款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第十九款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第二十款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第二十一款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第二十二款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第二十三款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第二十四款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第二十五款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第二十六款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第二十七款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第二十八款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第二十九款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第三十款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第三十一款 委員会による監視** 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

**第二款 認定個人情報保護団体の監督**

(報告の徴収)

**第一百五十三条** 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関する報告をさせることができる。(命令)

**第一百五十四条** 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。(認定の取消し)

**第一百五十五条** 委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第四十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第四十九条各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

三 第五十五条の規定に違反したとき。

四 前条の命令に従わないとき。

五 不正の手段により第四十七条第一項の認定又は第五十条第一項の変更の認定を受けたとき。

六 委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

**第三款 行政機関等の監視**

(資料の提出の要求及び実地調査)

**第一百五十六条** 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等(会計検査院長を除く。以下この款において同じ。)に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。(指導及び助言)

**第一百五十七条** 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をることができる。(勧告)

**第一百五十八条** 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。(勧告)

(勧告に基づいてとつた措置についての報告の要求)

**第一百五十九条** 委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

**第一百六十条** 第百四十九条第一項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第五十七条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

**第三節 送達**

(送達すべき書類)

**第一百六十二条** 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第一百四十八条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令、第一百五十三条の規定による報告の徴収、第一百五十四条の規定による命令又は第一百五十五条第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。

**第一百四十八条** 第百四十八条第二項若しくは第三項若しくは第五十四条の規定による命令又は第一百五十五条第一項の規定による取消しに係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項(同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

**第一百六十二条** 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第一百三条、第一百五十五条、第一百六条、第一百八条及び第一百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは、「個人情報保護委員会の職員」と、同法第一百八条中「裁判長」とあり、及び同法第一百九条中「裁判所」とあるのは、「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。

(公示送達)

**第一百六十三条** 委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第八条の規定による送達によることができず、又はこれによつても送達をすることができない場合

三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けべき者にいつでも交付すべき旨を委員会の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

2 (電子情報処理組織の使用)

**第一百六十四条** 委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)第三条第九号に規定する処分通知等であつて第六十一条の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第六十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して委員会の使用に係る電子計算機(出入力装置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならない。

(第四節 雜則)

**第一百六十五条** 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(地方公共団体が処理する事務)

3 前二項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

(国会に対する報告)

**第一百六十八条** 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(案内所の整備)

**第一百六十九条** 委員会は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

(地方公共団体が処理する事務)

**第一百七十一条** この法律に規定する委員会の権限及び第一百五十条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(適用範囲)

**第一百七十二条** 委員会は、この法律に相当する外國の法令を執行する外国の当局(以下この条において「外国執行当局」という。)に対し、その職務(この法律に規定する委員会の職務に相

2 委員会は、前項の規定による求めがあつたときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行ふものとする。

(条例を定めたときの届出)

**第一百六十七条** 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（同項において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 委員会は、外国執行当局からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請の保証がないとき。

4 委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

（連絡及び協力）

**第一百七十四条** 内閣総理大臣及びこの法律の施行に当たつては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

（政令への委任）

**第一百七十五条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定めること。

第八章 罚

**第八章 詐則**

**第一百七十六条** 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第一百二十二条第三項の委託を受けた業務に從事している者若しくは從事していた者又は行政機関等において個人情報仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに從事している派遣労働者若しくは從事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

**第一百七十七条** 第百四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

**第一百七十八条** 第百四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

**第一百七十九条** 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）百八十四条第一項において同じ。）である場合にあつては、その役員、代表者又は代理人（若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に關して取り扱つた個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものと含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第一百八十一条** 第百七十六条に規定する者が、その業務に關して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第一百八十二条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告

をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対しても答弁をせず、若しくは

をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

**第一百八十三条** 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十二条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

**第一百八十四条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑

二 第百八十二条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

**第一百八十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三十条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の規定に違反した者

二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

**附 則**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二条** この法律の施行になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合においてて、その同意が第十五条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであら

るときは、第十六条第一項又は第二項の同意があつたものとみなす。

第三条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二十三条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があつたものとみなす。

(通知に関する経過措置)

第四条 第二十三条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第五条 第二十三条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第四十五条の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

(行政機関等匿名加工情報に関する経過措置)

第七条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第百十一条及び第一百一十二条の規定の適用については、当分の間、第一百十条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であつて、」と、第一百十二条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一)

(施行期日)  
一九号抄

**第一条** この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定 個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいづれか遅い日

(その他の経過措置の政令への委任)

**第六条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

**附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号)抄**

(施行期日)  
この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

**第六条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

(命令の効力に関する経過措置)

**第五条** 旧法令の規定により発せられた内閣府設

置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織

法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定め

があるもののほか、この法律の施行後は、新法

令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣

府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政

組織法第十二条第一項の省令としての効力を有

するものとする。

データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第五号に掲げる事項に相当する事項について本人に通知するとともに、同項各号に掲げる事項に相当する事項について個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。（外国にある第三者への提供に係る本人の同意に関する経過措置）

**第三条** 施行日前にされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十四条の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認めるとの同意に相当するものであるときは、同条の同意があつたものとみなす。

（主務大臣がした处分等に関する経過措置）

**第四条** 施行日前に第二条の規定による改正前の個人情報の保護に関する法律（以下「旧個人情報保護法」という。）又はこれに基づく命令の規定により旧個人情報保護法第三十六条又は第四十九条に規定する主務大臣（以下この条において単に「主務大臣」という。）がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法第三十六条又は第四十九条に規定する主務大臣（以下この条において単に「主務大臣」という。）がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧法令の規定によりあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧法令の規定によりあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

（主務大臣がした处分等に関する経過措置）

**第五条** 旧法令の規定により主務大臣に対する新個人情報保護法第五十条第三項に規定する主務大臣（以下この条において単に「主務大臣」という。）がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対する新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

（主務大臣がした处分等に関する経過措置）

**第六条** 旧法令の規定により主務大臣に対する新個人情報保護法第五十条第三項に規定する主務大臣（以下この条において単に「主務大臣」という。）がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

（主務大臣がした处分等に関する経過措置）

**第七条** 旧法令の規定により主務大臣に対する新個人情報保護法第五十条第三項に規定する主務大臣（以下この条において単に「主務大臣」という。）がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

（主務大臣がした处分等に関する経過措置）

**第八条** この法律の附則においてなお従前の例によることとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第九条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとする。

（罰則に関する経過措置）

**第十条** この附則に定めるものほか、この法律の施行に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第十一条** この附則に定めるものほか、この法律の施行に關するものとのほか、この法律の施行に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定に當たつての配慮）

**第十二条** 個人情報保護委員会は、新個人情報保護法第八条に規定する事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定するに當たつては、この法律の施行により旧個人情報保護法第一条第三項第五号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるように配慮するものとする。

（検討）

**第十三条** 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有す

る個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法第十二条第九項に規定する個人情報(以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する。)の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報(新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等匿名加工情報(行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報をいふ。以下この項において同じ。)を含む。)の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人材の体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、国の人間関係等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ法(平成二十六年法律第一百四号)第一条に規定するサイバーセキュリティ(以下この条において「行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報をいい、行政機関等匿名加工情報(行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報をいふ。以下この項において同じ。)を含む。)の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一體的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方にについて検討するものとする。

### 附 則 (平成二八年五月二七日法律第五号)

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 附 則 (平成二九年五月二四日法律第三号)

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

### 附 則 (平成二九年五月二四日法律第三号)

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 附 則 (平成三〇年七月二七日法律第八号)

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

### 附 則 (平成三〇年七月二七日法律第八号)

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

### 附 則 (平成三〇年七月二七日法律第八号)

六月を超えない範囲内において政令で定める日  
 第一項 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号)**  
 (施行期日)  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 附 則 (令和二年六月一二日法律第四四号)

六月を超えない範囲内において政令で定め  
 第二項 新個人情報保護法第二十三条第五項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名に相当する事項について、施行日前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。  
 (外国にある第三者への提供に係る情報提供等に関する経過措置)  
**第四条** 新個人情報保護法第二十四条第二項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に同条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。  
 (個人関連情報の第三者提供に係る本人の同意等に關する経過措置)  
**第五条** 施行日前になされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十六条の二第一項の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項第一号の同意があつたものとみなす。  
 (個人関連情報の第三者提供に係る本人の同意等に關する経過措置)  
**第六条** この法律の施行の際に認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等については、施行日において新個人情報保護法第五十一条第一項の同意があつたものとみなして、同項の規定を適用する。  
 (罰則の適用に關する経過措置)  
**第八条** この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
 (政令への委任)  
**第九条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めることによる。



14 第五十条施行日において現に第五十条改正後個人情報保護法第一条第八項に規定する行政機関が保有している第五十条改正後個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第五十条改正後個人情報保護法第七十四条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十条の規定の施行後遅滞なく」とする。

第五十一条改正後個人情報保護法第六十七  
条第一項の規定による届出は、第五十一条の規  
定の施行の日（次条において「第五十一条施行  
日」という。）前においても行うことができる。  
(第五十一条の規定の施行に伴う経過措置)  
**第九条** 第五十一条施行日前に特定地方独立行政  
法人等（第五十一条改正後個人情報保護法第五  
十八条第一項第二号に掲げる者又は同条第二項  
の規定により第五十一条改正後個人情報保護法  
第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業  
者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事  
業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情  
報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個  
人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる  
者をいう。以下この条において同じ。）に対し  
された本人の個人情報の取り扱いに関する同意が  
ある場合において、その同意が第五十一条改正  
後個人情報保護法第十七条第一項の規定により  
特定される利用目的以外の目的で個人情報を取  
り扱うことを認める旨の同意に相当するもので  
あるときは、第五十一条施行日において第五十  
一条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は  
第二項の同意があつたものとみなす。

個人情報の保護に関する法律（以下この条次  
条及び附則第十一条第一項において「第五十一条次  
改正後個人情報保護法」という。）の規定によ  
る地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の  
保有する個人情報の適正な取扱いを確保するた  
め、地方公共団体に対して必要な資料の提出を  
求めることその他の方法により地方公共団体の  
機関及び地方独立行政法人における第五十一条  
改正後個人情報保護法の施行のために必要な準  
備行為の実施状況を把握した上で、必要がある  
と認めるときは、当該準備行為について技術的  
な助言又は勧告をするものとする。

7 第五十一条改正後個人情報保護法第二十一条  
第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があつたものとみなす。

第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

4 第五十五条改正後個人情報保護法第二十七条  
第五項第三号の規定により本人に通知し、又は  
本人が容易に知り得る状態に置かなければなら  
ない事項に相当する事項について、第五十一条  
施行日前に、特定地方独立行政法人等により本  
人に通知されているときは、当該通知は、第五  
十二条施行日以後は、同号の規定による通知と  
みなす。

第三条 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条  
第二項の規定により個人データを第三者に提供  
しようとする特定地方独立行政法人等は、第五  
十一条施行日前においても、個人情報保護委員  
会規則で定めるところにより、同項各号に掲げ  
る事項に相当する事項について、本人に通知す  
るとともに、個人情報保護委員会に届け出るこ  
とができる。この場合において、当該通知及び  
届出は、第五十一条施行日以後は、同項の規定  
による通知及び届出とみなす。

2 第五十五条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認め  
る旨の同意に相当するものであるときは、第五十二条施行日において同項の同意があつたものとみなす。

第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条  
第二項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があつたものとみなす。

第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があつたものとみなす。

る者を除く。以下この条において同じ。)に對しえられた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、

は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げ

五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同号の同意があつたものとみなす。

第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定

(施行期日)抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(検討) 第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものに戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

規定によりなお従前の例による」ととされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 に、その効力を失うものとする。  
前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。



別表第二（第二条、第五十八条関係）

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一年号）
福島国際研究教育福島復興再生特別措置法	福島国際研究教育福島復興再生特別措置法
放送大学学園	放送大学学園法